

# 「若年者に対する新たな処分」についての意見要旨

## 1 目的

- 18歳及び19歳の者が保護処分の対象から外れる場合、比較的軽微な罪を犯した者について、刑事処分の対象としたのでは行うことができない処遇や働き掛けを行うことを可能にすることが、この処分を設ける目的と考えられる。

## 2 処分の正当化根拠・法的性質

- 「若年者に対する新たな処分」を、保護処分の正当化根拠である保護原理（パターンリズム）により正当化することはできない。
- 「若年者に対する新たな処分」については、行為責任の範囲内で、要保護性に応じた処分を行うものとすることが考えられる。

## 3 対象者

- 少年法における「少年」の上限年齢の引下げ影響を受ける18歳及び19歳の者をまずは念頭に置いて、制度を検討すべき。
- 対象事件や対象者の範囲は、そのような犯罪を行った者を刑事処分の対象にしないことが正義に反しないか、犯罪被害者・国民の理解を得られるかという観点からも検討することが必要。

## 4 処分の内容・手続の基本的枠組み

### （少年院送致に準ずる処分に関する検討課題）

- 相応に重い罪を犯した者を、刑事処分の対象とせず、少年院送致に準ずる処分の対象とすることが適かについて検討が必要である。
- 収容期間を定めた場合、少年院における処遇は有効に機能しないのではないか。

### （保護観察に準ずる処分に関する検討課題）

- 保護観察の遵守事項違反があった場合の不良措置の在り方も検討課題となる。

### （審判不開始・不処分）

- 要保護性に応じた処分とする場合、審判不開始や不処分に当たる措置を設けることとなる。

### （手続）

- 判断事項にふさわしい判断主体とすることが必要である。
- 裁判所の判断の内容、検察官及び弁護士・付添人の関与、犯罪被害者の権利利益に関する手続、家庭裁判所調査官及び少年鑑別所の関与、不服申立て手続、手続の公開の要否、事件記録の取扱い等も検討課題となる。